

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【公 印 省 略】

東北地方太平洋沖地震への義援金の損金扱いについて

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記義援金の拠出につきましては、平成 23 年 3 月 17 日付長建協発第 479 号並びに 3 月 18 日付長建協発第 481 号文書にてお願いいたしております。

拠出いただいた義援金は、上部団体である社団法人全国建設業協会（全建）を通じ、被災自治体等へ配布されることとなっております。

全建では、今般の義援金について損金扱いとなるよう税務署に申請を出していましたが、これが認められた旨連絡がまいりました。

そこで、損金扱いのための「預り証」（企業名若しくは個人名・金額・住所が記入されております：別添参照）が全建から発行されることとなりましたが、「預り証」は、各企業あてと個人（個人で義援金を拠出され、確定申告の際に「預り証」を必要とされる方）あてに発行できるようになっております。

つきましては、企業とは別に個人で義援金の拠出をされ、「預り証」を必要とされる場合は、ご面倒ながら、義援金の明細（企業の金額・個人の金額・それぞれの住所）について各支部へご連絡下さるようお願い申し上げます。

No. _____

預 り 証

住 所 _____

氏 名 _____ 殿

_____ 円 也

上記金額をお預かりしました。お預かりした金額は被災した各県自治体の災害対策本部に
提出致します。

(注) この預かり証をもって、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項の国又は地方公共
団体に対する寄附金に該当することの証明としてお使いいただけますので、大切に保管してください。

平成23年 月 日

社団法人 全国建設業協会
会 長 浅 沼 健 一